



発 言 通 告 書

令和8年3月2日

新城市議会議長 様

新城市議会議員 滝 川 健 司

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	3月2日	午前/午後 9時43分
発言の種類	一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論			(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。) 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
<p>第5号議案 新城市放置自転車等の撤去等に関する条例の制定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例制定に至った経緯は。 (2) 第1条、その他公共の用に供する場所とは。 (3) 第2条(3)、放置における一定の期間にわたり利用していない状態は、誰がどのように判断するのか。 (4) 第3条、速やかに適切な場所に移動とは。 (5) 注意札を取り付けるとあるが、どの様な注意札を誰がどの様に取り付けるのか。 (6) 第3条2、7日間同一の場所とは。 (7) 市長が定めた場所とは。 (8) 第4条、保管した旨その他規則で定める事項を公示とは。 (9) 利用者等に返還するために必要な措置とは。 (10) 第4条2、処分するとは。 (11) 第5条、30日間の放置は誰がどのように判断するのか。 <p>第6号議案 新城市行政手続条例の一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第15条4における不特定多数の者が閲覧することができる状態とは。 (2) 事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態とは。 (3) 不利益処分とはどのような事例か。 (4) 2週間を経過で通知が到達したとみなすことによる不利益は生じないのか。 (5) 施行期日が令和8年5月21日とは。 				

第9号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正
第1条別表におけるその他交通費、宿泊費、宿泊手当について、市長に支給する旅費の額に相当する額とは。

第10号議案 新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正

- (1) 富岡東門沢地区計画策定に至った経緯は。
- (2) 木質バイオマス発電施設計画に至った経緯は。
- (3) 事業規模、事業概要は。
- (4) 地域への効果・貢献、経済効果は。

第70号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の策定

- (1) 各辺地における圃場整備面積は。
- (2) 菅沼辺地における辺地対策事業債が充当率100%でないのは。
- (3) 農地環境整備事業と県営経営体育成基盤整備事業との違いは。
- (4) 農林業従事者の減少と高齢化の進行による担い手不足が、圃場整備を推進することで農業の振興・保全や耕作放棄地の防止に繋げるとあるがその根拠は。

第71号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の変更
各辺地における事業費変更の要因は。

第72号議案 新城市過疎地域持続的発展計画の変更
計画の変更部分とその事由は。

第73号議案 市道の路線認定
道路完成供用開始からかなり時間が経過しているが、路線認定までの基準は。

第74号議案 市道の路線廃止
路線認定整理番号1桜淵2号線と配布図面資料では同一起点だが、起点地番が違うのは何故。



発言通告書

令和 8年 3月 3日

新城市議会議長 様

新城市議会議員 古瀬 剛

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	3月3日	午前(午後) 3時15分
発言の種類	一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論			(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第12号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正				
新城市において、若者議会は地域自治区制度と並んで他自治体からも注目される重要な施策と理解している。今回、報酬の変更が上程されたことから以下伺う。				
(1) 条例改正に至った経緯は。				
(2) 改正後の若者議会委員の報酬が一年を通すと低くなるように思うが理由は。				
(3) 条例において日額3,000円の報酬は、他に地域協議会委員があるが、なぜ若者議会だけ今回変更があるのか。				
(4) 地域協議会委員と同様、他の会議体とのアンバランスがあるように思う。開催回数及びその準備、部会の開催、討議される内容などを考慮すると、むしろ報酬を上げ、他の会議体に近づけることを考慮すべきと考えるが、市の考えは。				



発 言 通 告 書

令和 8年 3月 4日

新城市議会議長 様

新城市議会議員 丸 山 隆 弘

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	3月4日	<input checked="" type="radio"/> 午前 / 午後 8時49分
発言の種類	一般質問・ <input checked="" type="radio"/> 本会議質疑・委員会質疑・討論			(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
<p>第12号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>「若者議会委員の報酬の額を改定するため」とされているが、日額から年額に改定する理由を伺う。</p>				
<p>第13号議案 新城市地域自立支援協議会条例の制定</p> <p>(1) 「協議会を附属機関として整理するため」とされているが、条例制定により何を行う協議会とするのか伺う。</p> <p>(2) 協議会の設置により、支援が求められる点を伺う。</p>				
<p>第14号議案 新城市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正</p> <p>現在の状況及び改正によるメリットを伺う。</p>				
<p>第15号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正</p> <p>(1) 改定される主な課税内容を伺う。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援納付金にどのように反映されるのか伺う。</p>				
<p>第17号議案 新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 第3条第1項第5号の新設及び第7条第3項の新設の経緯と内容を伺う。</p> <p>(2) 山吉田こども園の閉園への経緯、転園希望状況を伺う。</p>				
<p>第18号議案 新城市健康づくり推進協議会条例の制定</p> <p>協議会は、市の健康づくり計画の策定、健康づくり施策に対する評価、見直し等</p>				

を行うのか伺う。

第19号議案 新城市予防接種健康被害調査委員会条例の制定

(1) 条例の制定に至る経緯を伺う。

(2) 委員の構成に「市の職員」とある理由について伺う。

第20号議案 新城市第1次救急医療対策協議会条例の制定

条例の制定に至る経緯を伺う。



発 言 通 告 書

令和 8 年 3 月 4 日

新城市議会議長 様

新城市議会議員 浅 尾 洋 平

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	3月4日	<input checked="" type="radio"/> 午前 / 午後9時00分
発言の種類	一般質問・ <input checked="" type="radio"/> 本会議質疑・委員会質疑・討論			(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。) 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第12号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 報酬について日額から年額にした理由を伺う。				
第13号議案 新城市地域自立支援協議会条例の制定 (1) 新規に協議会を立ち上げるものか伺う。 (2) どのような事を検討し決定する組織なのか伺う。 (3) 期待される効果を伺う。				
第15号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正 (1) 主な内容を伺う。 (2) 国保税の引き上げの内容及び影響される人数を伺う。				
第18号議案 新城市健康づくり推進協議会条例の制定 (1) 健康づくり推進協議会を創設する必要性を伺う。 (2) どのような事を検討し決定する組織なのか伺う。 (3) 期待される効果を伺う。				
第19号議案 新城市予防接種健康被害調査委員会条例の制定 (1) 予防接種健康被害調査委員会を創設する必要性を伺う。 (2) どのような事を検討し決定する組織なのか伺う。 (3) 期待される効果を伺う。 (4) 他の協議会と比べ日額12,000円は高いが認識を伺う。				

第20号議案 新城市第1次救急医療対策協議会条例の制定

- (1) 第1次救急医療対策協議会を創設する必要性を伺う。
- (2) どのような事を検討し決定する組織なのか伺う。
- (3) 期待される効果を伺う。

第22号議案 新城市社会教育委員設置条例の一部改正

- (1) 新城市社会教育審議会を置く必要性を伺う。
- (2) どのような事を検討し決定する組織なのか伺う。
- (3) 期待される効果を伺う。